

令和5年度 第1回 亶理町総合教育会議

日時：令和5年5月16日（火）

午後1時30分～午後2時45分

場所：役場2階大会議室（南北）

出席者

町長	山田周伸	副町長	千葉文彦
教育長	奥野光正	教育長職務代行者	富田栄子
教育委員	菊池芳晴	教育委員	金子高幸
教育委員	中山美知子	教育次長	南條守一
教育総務課長	太田貴史	生涯学習課長	齋藤彰
教育総務課教育総務班長	平塚和明	教育総務課教育総務班副班長	安田淳
総務課長	齋義弘	総務課長	久保昭裕
総務課副班長	遠藤愛		

次 第

1. 開 会

2. あいさつ 町長 山田周伸
教育長 奥野光正

3. 議 題

(1) 亶理町立小・中学校再編に係る基本構想（案）について

亶理町立小・中学校再編については、令和2年に教育委員会事務局が「亶理町小・中学校教育環境整備検討委員会」を招集し、学校規模についての検討を開始。その中で児童生徒及び未就学児の保護者を対象としたアンケート調査を行い、その結果報告会を開催し、令和4年5月に検討委員会の報告書として教

育委員会に提出された。その後、教育委員会で検討を重ね、「亘理町立小・中学校再編に係る基本構想（案）」（以下「基本構想案」という。）としてまとめ、令和5年1月に小学校区（6地区）において説明会を開催、同年5月に中学校区（4地区）において説明会を開催。

基本構想案において、本町の人口推移、児童生徒数の推移から現状より減少し続けることが予想され、将来を担う亘理町の子どもたちを育てるために持続可能な教育環境を整備するため、町立学校の再編を進めることとされている。

再編の方式としては、①中学校を先行して進め、令和10年4月1日に「亘理中学校の校舎を活用し、亘理中学校と吉田中学校を再編」「逢隈中学校の校舎を活用し、逢隈中学校と荒浜中学校を再編」することとし、②小学校の再編についてはその時期や方法について、令和11年5月に検討委員会を設置することとした。

会議では教育委員会事務局より、これまでの説明会で行った説明に加え、説明会の席上、参加者から出された質疑応答内容についても説明があった。

また、出席した教育委員からの意見も聴取し、基本構想案のとおり町立小・中学校の再編を進めていく方針を確認した。

（2）亘理町立学校給食センター整備基本計画について

町立学校給食センターについては開設から50年を迎え、老朽化が進行しており、建物や設備の維持修繕に多大な労力を必要としている。また、食物アレルギー対策や食育の面でも現状では対応しきれないなどの問題もあり、より安全安心な学校給食の提供に向けた、新たな学校給食センターの更新・建て替えが求められている。

以上に加え、町立学校再編の見通しも含めてより効率的・効果的に学校給食センターの整備を進めるために、民間事業者のノウハウ活用を導入する可能性を調査し、整備基本計画としてまとめたものについて説明があった。

説明では、食数設定、建設候補地、基本条件を踏まえて導入が予想される民間事業者の事業手法について検討・評価し、結果、DBO方式（※1）が最も効果的な事業手法であることを評価した旨説明があった。なお、新たな学校給食センターの建設候補地については亘理町役場の北東に位置する部分（公共ゾ

ーン内)に整備を予定していることから、亶理町議会基本条例(平成23年亶理町条例第27号)第8条第1項第2号の規定(※2)により、議会の議決事項となっているため、6月定例会において議案として上程する予定である。

【参考】

※1 DBO方式 DBO方式とは、Design Build Operateの略で、民間事業者に、設計(Design)、建設(Build)、運営(Operate)を一括して委ねることから、この名前がついています。DBO方式では、行政が国の交付金や公債等を活用し、施設建設資金を低金利で調達し、民間事業者に施設の設計・建設・運営を一括で委ねることになります。

※2 亶理町議会基本条例

(議決事項の拡大)

第8条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の議会の議決事件については、議会が重要な計画等の決定に参画する観点と、町長の政策執行上の必要性を比較考量し、その決定にあたっては、議会の議決責任の役割を町長等と公平に分担するという観点に立ち、次のとおり定める。

- (1) 総合発展計画基本構想及び基本計画
- (2) 公共ゾーン施設整備計画
- (3) 協働のまちづくり計画

4. その他

5. 閉 会